

藤枝セレクション2025PR動画制作業務仕様書（案）

1 委託業務名

藤枝セレクション2025PR動画制作業務

2 委託業務の目的

地域の特産品を掘り起こし、代表する逸品を認定することで、ブランド力を高める「藤枝セレクション」事業について、魅力的な動画を制作し、デジタル媒体の活用により市内外へ積極的に情報発信し、藤枝セレクション2025認定商品及び藤枝セレクション事業の認知度及びブランド力の向上、さらには、来訪交流人口の拡大を図っていくことを目的とする。

3 委託期間・納品日

契約締結日から令和7年10月31日までに業務を完了し、成果品を藤枝市産業政策課まで納入すること。

4 業務内容

藤枝セレクション2025認定3商品及び藤枝セレクション事業をPRする動画を制作する。なお、動画は認定商品ごとに発信できるものとするほか、それら認定商品ごとの動画を再編し、藤枝セレクションをPRするダイジェスト動画を制作する。

① 企画・事前打ち合わせ

藤枝セレクション事業のコンセプトを共有した上で、基本企画・基本構成に必要な打ち合わせを随時、藤枝市又は藤枝セレクション2025認定3事業者と行うこと。

打ち合わせ後、速やかに業務行程表を作成し市の承認を受けること。

② 映像及び写真撮影

撮影に必要な機材を用意し、撮影を行うこと。

撮影機材は、Web配信やデジタルサイネージ等、幅広い用途で使用できるよう対応した機材を使用すること。

撮影日程については藤枝セレクション2025認定3事業者と相談すること。

③ 編集

撮影する写真や映像を基にタイトル、シナリオ、テロップ演出及びBGM(フリー音源の活用)を作成し編集を行うこと。修正回数は初稿提出後2回以上とする。

5 映像規格

- ① 映像時間 認定商品動画（商品ごと）3分～5分程度
ダイジェスト動画 1分程度
ダイジェスト動画の前半15秒に藤枝セレクションについてまとめること。
- ② 再生機器への対応
いかなる再生機器、ファイル形式にも対応できるよう、現状出来る限りの最適化を図ること。

6 成果品の納入

令和7年10月31日までに業務を完了し、成果品を藤枝市産業政策課まで納入すること。

- ①動画データ（MP4形式/インターネット掲載用）
編集完了動画データ×4

- ②DVD

- ・成果品の納入方法：①ファイル転送サービス
②納入先窓口で引き渡し（郵送も可）
- ・成果品の納入先：藤枝市 産業振興部 産業政策課

7 成果品の著作権等

- ・本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、藤枝市に帰属するものとし、その利用及び再編集は藤枝市において自由に行うことができるものとする。
- ・制作動画をPRする目的で、藤枝市及び藤枝セレクション認定事業者の承諾の上、受託者がYouTube等で制作動画を発信・公開することができるものとする。

8 その他

- ・業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。
- ・本業務における仕様書に定める成果品以外にも、必要な資料や説明を求めた場合は、協力すること。
- ・本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。
- ・受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。また、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。
- ・動画は完成したものから順次納品すること。